

菊川市教育大綱

～豊かなこころを育むまち～



平成 29 年 3 月

菊川市・菊川市教育委員会

○菊川市教育大綱の位置付け等

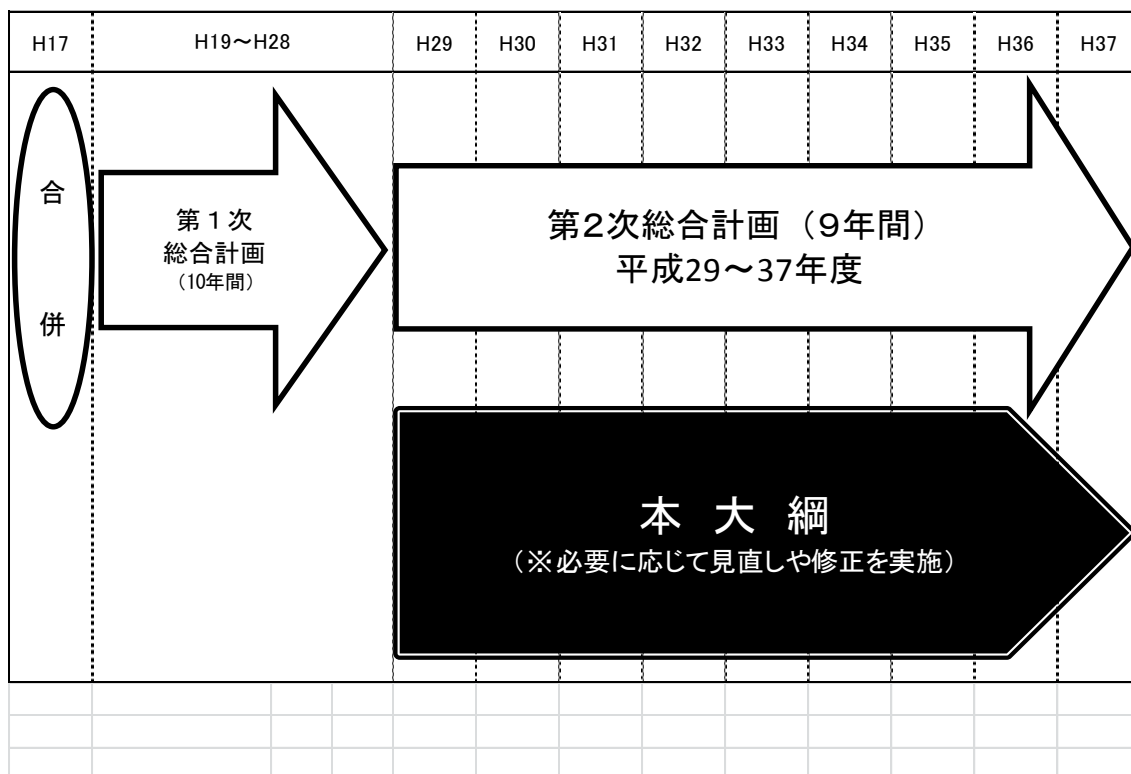
1 大綱の位置付け

菊川市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を新たに策定したものです。

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、本市の最上位計画である『第2次菊川市総合計画（計画期間：平成29年度から平成37年度までの9年間）』における教育、学術、文化等に関する部分に菊川市総合教育会議の意見等を反映させたもので、市の教育部門における上位に位置付けられます。

2 大綱の期間

本大綱は、『第2次菊川市総合計画』の計画期間に準ずるものとし、平成29年度から平成37年度までの9年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しや修正を行います。



菊川市教育の方針

1 まちの将来像 …第2次菊川市総合計画より

1 まちづくりの基本理念

共に生きる 《共生と協働》

市民と豊かな自然環境が共生し、市民と行政が互いの役割分担を認識し、顔のみえる関係を保ちながら協働するまちづくりを目指します。

そのため、地域が自らの意思と責任で行動し、互いに協調・協力して地域のために活動することを重視します。

自らを拓く 《自立と交流》

安心して暮らせることはもとより、特色がある魅力的なまちづくりを目指します。

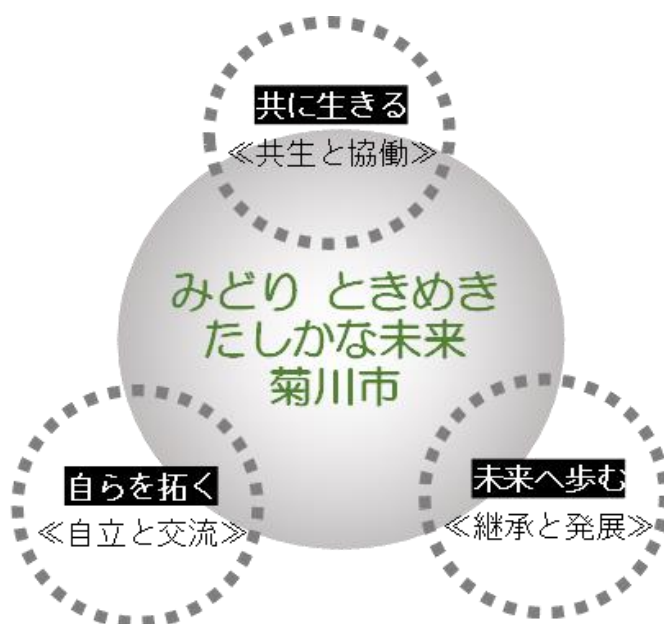
そのため、市民が生涯学習や幅広い分野での交流を実践して、自らのより豊かな知恵と創造を拓くことを重視します。

未来へ歩む 《継承と発展》

ふるさとの「よさ」を再発見し、誇れる資源を活かし、長い歴史のなかで受け継がれた伝統文化や形成された技術をたたえ、継承し、新たな発展を加えて、未来に向かって確実に進歩することを重視します。

2 市の将来像

「みどり ときめき たしかな未来 菊川市」



「みどり」は、多くの市民が本市の魅力と感じている、あふれる自然など次世代に引き継ぐべきふるさとの素晴らしい環境をイメージしています。

「ときめき」は、市民一人ひとりが未来へ希望を持ちながら、豊かにいきいきと人生を送ることができ、活発で活力ある人々の心踊る様子をイメージしています。

「たしかな未来」は、素晴らしい環境のなかで、本市がこれからも、安定的に活力があるまちづくりを続け、未来へ繋げていくことをイメージしています。

2 菊川市教育の基本目標及び基本方針

基本目標

「豊かなところを育むまち」

基本方針

～市民一人ひとりの豊かな個性や創造力を伸ばす～

1 「生きる力のもとを育む園」づくり【幼児教育】

一人ひとりの発達や特性に応じ、家庭との連携を図りながら、体験を通してよりよく生きるための力のもとを育みます。

2 「確かな学力と思いやりに満ちた学校」づくり【学校教育】

基礎・基本の定着と主体的に課題を見つけ、自ら学び自ら考える、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成に努めます。

3 市民一人ひとりが心豊かで 充実した人生を送ることができる社会の実現【社会教育】

人と人とのふれあいや相互の協調を通して、健康で豊かな心を育む地域づくりを支援するとともに、市民の誰もが学びたいと思った時に学べる環境づくりを通して、市民一人ひとりが充実した人生を送ることができるよう努めます。

3 重点施策

1 「生きる力のもとを育む園」づくり【幼児教育】

① 幼児教育・保育の質の向上

家庭・園児との信頼関係を十分に築き、一人ひとりの育ちや課題を的確に捉え、幼児のためのよりよい教育環境を創造するように努めます。

② 地域社会、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校との連携

地域行事への参加、市内幼児施設連絡会との連携、小中学校との交流を通じて幼児教育の推進を図ります。

③ 教育・保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化など、子育て環境が変化するなか、さらなる子育て支援、幼児施設の充実に努めます。

④ 安心できる子育て環境の整備

放課後児童クラブなどを活用し、子どもが健やかに育つ環境整備に努めるとともに、子育て中の保護者同士のつながりを強め、子育て支援の充実に努めます。

2 「確かな学力と思いやりに満ちた学校」づくり 【学校教育】

① 「一人ひとりが生きる教育」の推進

全ての子どもが個の持つ力を発揮し夢の実現に向かえる「生きる教育」を行います。また、特別な支援が必要な子どもの状況に応じた指導・支援をきめ細やかに行うとともに、日本語指導が必要な子どものニーズに合わせた教育を行います。

② ICT環境等を生かした魅力ある授業づくり

ICT機器などを活用して子どもが自ら進んで課題を見つけたり、課題解決に意欲的に取り組んだりする授業、分かる授業、魅力ある授業づくりを進めます。

③ 思いやりに満ちた学校づくり

学級学校支援員や心の教室相談員の配置、教育相談体制の充実により、一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行うとともに、いじめのない安心して過ごせる学校づくりを進めます。

④ 中学校区等を核とした学びの環境づくり

家庭・地域・学校、行政が協力・連携し、子どもにとって最適な学びの場について考えるとともに、中学校区を核として目指す方向を揃えてみんなで子どもの成長を支えていきます。

今後の学校のあり方、保幼、小中連携、一貫教育について、有識者や専門家、地域人材を委員とした組織を立ち上げ考えていきます。

⑤ ころざしを持った頼もしい教職員の育成

人事評価や学校訪問による教職員指導を適切に行い、児童・生徒に信頼される教職員の育成に努めます。

⑥ 学校施設の適正な維持管理・耐震化・長寿命化

児童・生徒が安全で安心して授業を受けられるように、校舎・屋内運動場などの施設を適正に維持管理するとともに、耐震性の確保や施設の長寿命化、学校施設のあり方の検討を進めます。

⑦ 安全で安心して教育が受けられる環境づくり

教育環境を良好に保ち、学校教育が円滑に行われるように授業で使用するICT機器・教育備品を整備します。また、経済的に就学が困難な児童・生徒に対する就学支援を行います。

⑧ 安全でおいしい給食の安定的な提供

児童・生徒が、心身の健全な発達と食に関する正しい理解、適切な判断力が身に付くよう、市内幼稚園、小学校、中学校への学校給食を実施します。

3 市民一人ひとりが心豊かで

充実した人生を送ることができる社会の実現 【社会教育】

① 地域で子どもを守り育てる

次世代を担う子どもたちが、安全・安心な環境のなかで地域と触れ合い、健やかに成長できるよう、青少年の健全な育成に向けた活動を地域ぐるみで推進します。

② 家庭の教育力向上

家庭教育の知識や子どもの心の理解、親の役割など、正しい知識や実践していく力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小中学校と連携して家庭教育の推進を図ります。

③ 生涯学習活動の推進

生涯にわたりいきいきと暮らせるように、多様化する市民ニーズに沿った各種講座を開設します。また、各種講座をきっかけに、生涯の活動として続けられるようグループの自主的活動を支援し、交流の場を積極的に提供するとともに、地域の人材を生涯学習に活かせるよう支援します。

④ 鑑賞機会の提供

菊川文化会館アエルや中央公民館を活用し、芸術・文化の鑑賞機会の提供を図ります。また、地域のふれあいの場、憩いの場となるよう施設の充実を図ります。

⑤ 市民の文化・芸術活動への支援

中央公民館や地区センター等において各種の教室や講座を開設し、広く市民に芸術文化に親しむ機会を提供するとともに、文化協会や各種団体と連携し多くの市民に文化芸術活動を広めるため、文化事業を推進します。

⑥ 文化財の保存・周知・活用

文化財の保護の意識と郷土の歴史への理解を深めていくよう、文化財の保護・周知・活用を図る事業を推進します。

⑦ 誰もがスポーツに触れ合う機会の創出

いつでも、どこでも、だれでも取り組める運動やライフステージに応じたスポーツを推奨し、運動する人を増やし、市民の運動習慣の実施率を高めます。また、レクリエーションスポーツの普及活動を支援し、スポーツを通じた地域づくりを進めます。

⑧ スポーツ団体・スポーツ活動への支援

NPO法人菊川市体育協会やスポーツ推進委員などと連携し、スポーツ事業を開催します。また、体育協会に所属するスポーツ団体やスポーツ少年団などに加え、任意のスポーツ団体など多数のスポーツグループに対する活動支援を行います。

⑨ スポーツ活動の場の提供

スポーツ施設の安全・安心な利用のため、拠点となるスポーツ施設の管理と計画的な改修・整備を進めます。

⑩ 子どもの読書活動の推進

子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書の状況などを踏まえ、子どもの読書活動に関する施策を推進します。また、移動図書館やおはなし会の拡大など、子ども向けイベントの充実を図るとともに、学校図書館との連携を強化していきます。

⑪ 読書機会の提供と読書活動の啓発

利用者ニーズに応じたきめ細かな図書館サービスを提供するとともに、市民が生活や仕事などで生じる様々な課題を解決するために、必要な情報の収集・提供に努めます。さらに、各種講座・講演会の開催など関係機関と連携しながら、様々な機会の提供や読書活動の啓発に努めます。

⑫ 読書環境の整備

図書館は、就学前から成人・高齢者に至るまで、全ての市民が自ら学び、自主的な活動ができる生涯学習の拠点として、図書資料や視聴覚資料、郷土資料などの収集・貸出や資料相談に応じます。

また、ICTを活用した民間データベースや学校図書館との連携など、施設整備を計画的に実施し図書館機能の充実に努めます。



菊川市教育大綱

平成 29 年 3 月 発行

菊川市 総務部 総務課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61 番地

(TEL)0537-35-0921 (FAX)0537-35-2117

E-mail : soumu@city.kikugawa.shizuoka.jp

ホームページ : <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>